

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

31.3.29

改正後	改正前
<p>○川崎市屋外広告物条例施行規則 昭和47年3月31日規則第80号</p> <p>川崎市屋外広告物条例施行規則</p> <p>目次 (略)</p> <p>別表第1 (第10条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <p>広告物又は掲出物件の規格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 広告塔若しくは広告板又は建築物その他の工作物等に表示する広告物若しくは設置する掲出物件</p> <p>(1) 広告塔若しくは広告板又は工作物等(建築物を除く。) <u>を</u>利用する広告物又は掲出物件</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(2) 建築物を利用する広告物又は掲出物件</p> <p>ア 広告物又は掲出物件により、建築物からの避難通路をふさがないこと。</p> <p>イ 袖看板の表示面積は、50平方メートル以内とすること。</p> <p>ウ 建築物の壁面(平均地盤面から軒までを範囲とする。以下同じ。)を利用する広告物又は掲出物件(軒を越えて表示する広告物又は設置する掲出物件の高さが当該広告物又は掲出物件の高さの2分の1</p>	<p>○川崎市屋外広告物条例施行規則 昭和47年3月31日規則第80号</p> <p>川崎市屋外広告物条例施行規則</p> <p>目次 (略)</p> <p>別表第1 (第10条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <p>広告物又は掲出物件の規格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 広告塔若しくは広告板又は建築物その他の工作物等に表示する広告物若しくは設置する掲出物件</p> <p>(1) 広告塔若しくは広告板又は工作物等(建築物を除く。) 利用する広告物又は掲出物件</p> <p>(2) 建築物を利用する広告物又は掲出物件</p> <p>ア 広告物又は掲出物件により、建築物からの避難通路をふさがないこと。</p> <p>イ 袖看板の表示面積は、50平方メートル以内とすること。</p> <p>ウ 建築物の壁面(平均地盤面から軒までを範囲とする。以下同じ。)を利用する広告物又は掲出物件(軒を越えて表示する広告物又は設置する掲出物件の高さが当該広告物又は掲出物件の高さの2分の1</p>

改正後	改正前
<p>を超えるものを除く。)は、建築物の横の端からはみ出して表示し、又は設置するものでないこと。ただし、袖看板又は壁面看板の取り付け幅の部分を除く。</p> <p>エ 建築物の壁面を利用する場合 <u>(オに規定する場合を除く。)</u> の1壁面における広告物又は掲出物件の面積は、同一壁面を利用する<u>全ての</u>広告物又は掲出物件(袖看板及び添加広告板を除く。)の面積を合わせて、当該壁面の面積の5分の2以下とすること。</p> <p><u>オ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗において、建築物の壁面を利用する場合の1壁面における広告物又は掲出物件の面積は、同一壁面を利用する全ての広告物又は掲出物件(袖看板及び添加広告板を除く)の面積(当該壁面に使用する色彩にマンセル値が、色相ORから9.9Rまでの範囲であり彩度4を超える色彩、色相OYRから9.9YRまでの範囲であり彩度6を超える色彩、色相OYから4.9Yまでの範囲であり彩度6を超える色彩、色相5.0Yから9.9Yまでの範囲であり彩度4を超える色彩又はこれら以外の色相であり彩度2を超える色彩が含まれる場合は、それらの部分の面積を含む。)(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物又は掲出物件の面積に算入しない。)</u>を合わせて、当該壁面の面積の5分の1未満かつ100平方メートル以下とすること。</p> <p><u>カ</u> 建築物の壁面を利用する場合の地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、第1種高度地区内は10メートル以下、第2種高度地区内は15メートル以下並びに第3種高度地区及び第4種高度地区内は20メートル以下とすること。</p> <p><u>キ</u> 建築物の上部を利用する広告物又は掲出物件(建築物の壁面を利用する広告物又は掲出物件で軒を越えて表示する広告物又は設置する掲出物件の高さが当該広告物又は掲出物件の高さの2分の1を超</p>	<p>を超えるものを除く。)は、建築物の横の端からはみ出して表示し、又は設置するものでないこと。ただし、袖看板又は壁面看板の取り付け幅の部分を除く。</p> <p>エ 建築物の壁面を利用する場合の1壁面における広告物又は掲出物件の面積は、同一壁面を利用するすべての広告物又は掲出物件(袖看板及び添加広告板を除く。)の面積を合わせて、当該壁面の面積の5分の2以下とすること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>オ</u> 建築物の壁面を利用する場合の地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、第1種高度地区内は10メートル以下、第2種高度地区内は15メートル以下並びに第3種高度地区及び第4種高度地区内は20メートル以下とすること。</p> <p><u>カ</u> 建築物の上部を利用する広告物又は掲出物件(建築物の壁面を利用する広告物又は掲出物件で軒を越えて表示する広告物又は設置する掲出物件の高さが当該広告物又は掲出物件の高さの2分の1を超</p>

改正後	改正前
<p>えるものを含む。以下同じ。)は、建築物の横の端の垂直線からはみ出して表示し、又は設置しないこと。</p> <p><u>ク</u> 建築物の上部を利用する広告物又は掲出物件の建築物の上部から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、建築物の高さ(広告物を表示し、又は掲出物件を設置する位置の平均地盤面から軒までの高さをいう。)の3分の2以下とし、その高さは30メートル以下とすること。ただし、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さを、第1種高度地区内は10メートル以下、第2種高度地区内は15メートル以下並びに第3種高度地区及び第4種高度地区内は20メートル以下とすること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>えるものを含む。以下同じ。)は、建築物の横の端の垂直線からはみ出して表示し、又は設置しないこと。</p> <p><u>キ</u> 建築物の上部を利用する広告物又は掲出物件の建築物の上部から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、建築物の高さ(広告物を表示し、又は掲出物件を設置する位置の平均地盤面から軒までの高さをいう。)の3分の2以下とし、その高さは30メートル以下とすること。ただし、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さを、第1種高度地区内は10メートル以下、第2種高度地区内は15メートル以下並びに第3種高度地区及び第4種高度地区内は20メートル以下とすること。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>別表第3 (第11条関係)</p> <p>景観計画特定地区における広告物又は掲出物件の基準</p> <p>1 川崎駅西口大宮町地区(同地区のうち、A及びBの区分に係る区域に限る。)に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 電柱その他の柱類を利用する添加看板及び巻付け看板(以下「電柱等利用広告物」という。)は、設置しないこと。</u></p> <p>2 新百合丘駅周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 電柱等利用広告物は、設置しないこと。</u></p> <p>(19)～(21) (略)</p> <p>3 川崎駅周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、</p>	<p>別表第3 (第11条関係)</p> <p>景観計画特定地区における広告物又は掲出物件の基準</p> <p>1 川崎駅西口大宮町地区(同地区のうち、A及びBの区分に係る区域に限る。)に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 新百合丘駅周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 電柱を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないこと。</u></p> <p>(19)～(21) (略)</p> <p>3 川崎駅周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、</p>

改正後	改正前
<p>壁面看板（<u>建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。</u>）、            広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。）、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板（表示期間が3月（入居者の募集の場合にあっては、1年）以内であるものを除く。）の表示内容は、自己の名称、店名又はこれらを含む商標であること。ただし、地上階又はデッキ部分に接する階に設置する広告物の表示内容は、自家広告物とすることができる。</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>(10) 東口駅前地区及び東口駅前東地区においては、地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面（<u>建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。</u>）を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、当該部分の面積の20分の3以下とすること。</p> <p>(11) 西口駅前北地区及び西口駅前中央地区においては、地上から12メートル以下の部分の建築物の壁面（<u>建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。</u>）を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建</p>	<p>壁面看板、広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。）、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板（表示期間が3月（入居者の募集の場合にあっては、1年）以内であるものを除く。）の表示内容は、自己の名称、店名又はこれらを含む商標であること。ただし、地上階又はデッキ部分に接する階に設置する広告物の表示内容は、自家広告物とすることができる。</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>(10) 東口駅前地区及び東口駅前東地区においては、地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、当該部分の面積の20分の3以下とすること。</p> <p>(11) 西口駅前北地区及び西口駅前中央地区においては、地上から12メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する</p>

改正後	改正前
<p>建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、当該部分の面積の20分の1以下とすること。</p> <p>(12) ～ (19) (略)</p> <p><u>(20) 電柱等利用広告物は、設置しないこと。</u></p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p>	<p>部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、当該部分の面積の20分の1以下とすること。</p> <p>(12) ～ (19) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p>
<p>4 武蔵小杉周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板（<u>武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区、グランド地区、武蔵小杉駅南口駅前地区、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区及び小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。）</u>、広告幕、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板の表示内容は、自家広告物であること。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(5) 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区及びグランド地区においては、壁面看板の地色に使用する色彩は、次によるものとする。ただし、地色に使用する色彩のマンセル値が明度4以下の壁面看板又は地上階に設置する壁面看板は、この限りでない。</p>	<p>4 武蔵小杉周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板、広告幕、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板の表示内容は、自家広告物であること。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>

改正後	改正前
<p>ア 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区において、地上から20メートルを超える部分の建築物の壁面を利用する場合の壁面看板は、マンセル値が色相5 Y Rから0 Y <u>まで</u>の範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満かつ彩度2以下とすること。</p> <p>イ グランド地区において、地上から20メートルを超える部分の建築物の壁面を利用する場合の壁面看板は、マンセル値が色相5 Y Rから0 Y <u>まで</u>の範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下とすること。</p> <p>ウ 地上から20メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の壁面看板は、マンセル値が色相5 Y Rから0 Y <u>まで</u>の範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下とすること。</p> <p>(6) 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区及びグランド地区においては、壁面看板の表示面積の合計は、1壁面 <u>(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。)</u> 当たり30平方メートル以内及び1の建築物当たり60平方メートル以内とすること。ただし、地上階に表示する壁面看板及び公共施設の名称を表示する壁面看板の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しない。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分に係る区域及び新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、壁面看板は、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面 <u>(武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を含む。以下この号において同じ。)</u> を利用しないこと。ただし、1壁面における壁面看板(自己の名称、店名又はこれらを含む</p>	<p>ア 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区において、地上から20メートルを超える部分の建築物の壁面を利用する場合の壁面看板は、マンセル値が色相5 Y Rから0 Y の範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満かつ彩度2以下とすること。</p> <p>イ グランド地区において、地上から20メートルを超える部分の建築物の壁面を利用する場合の壁面看板は、マンセル値が色相5 Y Rから0 Y の範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下とすること。</p> <p>ウ 地上から20メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の壁面看板は、マンセル値が色相5 Y Rから0 Y の範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下とすること。</p> <p>(6) 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区及びグランド地区においては、壁面看板の表示面積の合計は、1壁面当たり30平方メートル以内及び1の建築物当たり60平方メートル以内とすること。ただし、地上階に表示する壁面看板及び公共施設の名称を表示する壁面看板の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しない。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分に係る区域及び新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、壁面看板は、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用しないこと。ただし、1壁面における壁面看板(自己の名称、店名又はこれらを含む商標を表示したものに限る。以下この号において同じ。)であって、同一壁面の地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用する全ての壁面看板の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しな</p>



改正後	改正前
<p>商標を表示したものに限る。以下この号において同じ。) であって、同一壁面の地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用する全ての壁面看板の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しない。)の合計が、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面の面積の20分の1以下である場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の区分に係る区域においては、地上から壁面看板の上端までの高さは、45メートル以下とすること。ただし、地上から45メートルを超え、かつ、建築物の壁面(武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分を利用する場合の1壁面における壁面看板(自己の名称、店名又はこれらを含む商標を切り文字で表示したものに限る。以下この号において同じ。)であって、同一壁面の地上から45メートルを超え、かつ、建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分を利用する全ての壁面看板の表示面積の2分の1の合計が、当該部分の面積の20分の3以下であるものは、この限りでない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地</p>	<p>い。)の合計が、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面の面積の20分の1以下である場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の区分に係る区域においては、地上から壁面看板の上端までの高さは、45メートル以下とすること。ただし、地上から45メートルを超え、かつ、建築物の壁面(武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、<u>武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区</u>並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分を利用する場合の1壁面における壁面看板(自己の名称、店名又はこれらを含む商標を切り文字で表示したものに限る。以下この号において同じ。)であって、同一壁面の地上から45メートルを超え、かつ、建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分を利用する全ての壁面看板の表示面積の2分の1の合計が、当該部分の面積の20分の3以下であるものは、この限りでない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地</p>

改正後	改正前
<p>区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の区分に係る区域においては、地上から10メートルを超え45メートル以下の部分の建築物の壁面 <u>（武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。）</u> を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の地上から10メートルを超え45メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、地上から10メートルを超え45メートル以下の部分の建築物の壁面の面積の20分の1以下とすること。</p> <p>(12) 地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面 <u>（武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。）</u> を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の</p>	<p>区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の区分に係る区域においては、地上から10メートルを超え45メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の地上から10メートルを超え45メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、地上から10メートルを超え45メートル以下の部分の建築物の壁面の面積の20分の1以下とすること。</p> <p>(12) 地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の</p>



改正後	改正前
<p>積に算入しない。)の合計は、武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の区分に係る区域においては、地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面の面積の20分の3以下とし、中丸子東部地区においては、当該部分の面積の10分の1以下とすること。</p> <p>(13) 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分に係る区域及び新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面（武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分に係る区域においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を<b>含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を含む。</b>以下この号において同じ。）を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の地上階又はデッキ部分に接する階の壁面を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面の面積の20分の3以下とすること。</p> <p>(14) 武蔵小杉駅南口駅前地区、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区及び住宅複合地区の区分に係る区域においては、壁面看板は、縦の長さ5メートル以下、横の長</p>	<p>区分に係る区域においては、地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面の面積の20分の3以下とし、中丸子東部地区においては、当該部分の面積の10分の1以下とすること。</p> <p>(13) 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分に係る区域及び新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面（武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分に係る区域においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。）を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。）であって、同一壁面の地上階又はデッキ部分に接する階の壁面を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面の面積の20分の3以下とすること。</p> <p>(14) 武蔵小杉駅南口駅前地区、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区及び住宅複合地区の区分に係る区域においては、壁面看板は、縦の長さ5メートル以下、横の長</p>

改正後	改正前
<p>さ5メートル以下とすること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。</p> <p>ア 設置期間が3月以内であるもの</p> <p>イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字で表示するもの</p> <p>ウ 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の区分に係る区域において、建築物の壁面（<u>武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。</u>）の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分において、縦の長さ5メートル以下の切り文字で表示するもの</p> <p>エ 新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区<u>並びに</u>新丸子東3丁目南部地区のうち<u>大規模商業地区及び</u>住宅複合地区の区分に係る区域において、地上階又はデッキ部分に接する階の<u>開口部</u>の上部の壁面（<u>新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を含む。</u>）を利用するもので、縦の長さ1メートル以下で表示するもの</p> <p>(15)～(20) (略)</p> <p>(21) 建築物の上部を利用しないこと。ただし、次のア又はイのいずれ</p>	<p>さ5メートル以下とすること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。</p> <p>ア 設置期間が3月以内であるもの</p> <p>イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字で表示するもの</p> <p>ウ 武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区並びに新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の区分に係る区域において、建築物の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。）の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分において、縦の長さ5メートル以下の切り文字で表示するもの</p> <p>エ 新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区<u>及び</u>新丸子東3丁目南部地区のうち住宅複合地区の区分に係る区域において、地上階又はデッキ部分に接する階の<u>出入口</u>の上部の壁面を利用するもので、縦の長さ1メートル以下で表示するもの</p> <p>(15)～(20) (略)</p> <p>(21) 建築物の上部を利用しないこと。ただし、次のア又はイのいずれ</p>

改正後	改正前
<p>かに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 中丸子地区、武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区、グランド地区、武蔵小杉駅南口駅前地区、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区及び小杉町1・2丁目地区のうち医療文教地区の区分に係る区域においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、自己の名称、店名又はそれに係る商標を切り文字で表示する場合</p> <p><u>イ 新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、1の建築物当たり1箇所に、自己の名称、店名、又はそれに係る商標を切り文字で表示する場合であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>(ア) 建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物（目隠しの工作物又は建築物の上端（建築物に階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分若しくは棟飾、防火壁の屋上突出部分その他これらに類する屋上突出物がある場合には、その上端）から高さ8.5メートル以下の部分に設ける工作物に限る）を利用して表示するとき。</u></p> <p><u>(イ) 階段室、昇降機塔、物見塔その他のこれらに類する建築物の屋上部分に直接表示するとき。</u></p> <p>(22) ～ (30) (略)</p> <p><u>(31) 電柱等利用広告物は、設置しないこと。</u></p> <p><u>(32) (略)</u></p> <p><u>(33) 中丸子地区においては、広告物は、建築物の名称を表示するものとし、第1号から第3号まで、<u>第27号から第30号まで及び前号</u>の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(34) 研究開発・ものづくり地区においては、第2号、第3号、<u>第27号から第30号まで及び第32号</u>の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(35) (略)</u></p>	<p>かに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 中丸子地区、武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区、グランド地区、武蔵小杉駅南口駅前地区、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区及び小杉町1・2丁目地区のうち医療文教地区の区分に係る区域においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、自己の名称、店名又はそれに係る商標を切り文字で表示する場合</p> <p><u>イ 新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、1の建築物当たり1箇所に、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分又は棟飾、防火壁の屋上突出部分その他これらに類する屋上突出物を除いた建築物の上端から高さ8.5メートル以下の部分に、自己の名称、店名、又はそれに係る商標を切り文字で表示する場合</u></p> <p>(22) ～ (30) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(31) (略)</u></p> <p><u>(32) 中丸子地区においては、広告物は、建築物の名称を表示するものとし、第1号から第3号まで<u>及び第27号から前号まで</u>の規定は、適用しない。</u></p> <p>(33) 研究開発・ものづくり地区においては、第2号、第3号<u>及び第27号から第31号まで</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(34) (略)</p>

改正後	改正前
<p>5 鹿島田駅西部周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板 <u>(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。)</u>、広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。)、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板の表示内容は、自家広告物であること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) A地区の壁面看板は、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用しないこと。ただし、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面 <u>(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)</u> を利用する場合の1壁面における壁面看板(自己の名称、店名又はこれらを含む商標を表示したものに限る。以下この号において同じ。)であって、同一壁面の地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用する全ての壁面看板の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しない。)の合計が、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面の面積の20分の1以下である場合は、この限りでない。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) A地区においては、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面 <u>(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)</u> を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。)</p>	<p>5 鹿島田駅西部周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板、広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。)、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板の表示内容は、自家広告物であること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) A地区の壁面看板は、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用しないこと。ただし、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板(自己の名称、店名又はこれらを含む商標を表示したものに限る。以下この号において同じ。)であって、同一壁面の地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用する全ての壁面看板の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しない。)の合計が、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面の面積の20分の1以下である場合は、この限りでない。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) A地区においては、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。)であって、同一壁面の地上階又はデッキ部分に接する階の壁面を利用する</p>

改正後	改正前
<p>以下この号において同じ。)であって、同一壁面の地上階又はデッキ部分に接する階の壁面を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。))を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。)の合計は、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面の面積の20分の3以下とすること。</p> <p>(9) B地区においては、建築物の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。))を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。)であって、同一壁面の全ての壁面看板及び広告幕の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。)の合計は、次によるものとする。</p> <p>ア 地上から10メートルを超え45メートル以下の部分を利用するものは、当該部分の面積の20分の1以下とすること。</p> <p>イ 地上10メートル以下の部分を利用するものは、当該部分の面積の20分の3以下とすること。ただし、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。))を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。</p> <p>(10) 壁面看板は、縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とすること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。</p> <p>ア 地上階又はデッキ部分に接する階の開口部の上部の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。))を利用するもので、縦の長さ1メートル</p>	<p>全ての壁面看板及び広告幕の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。))を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。)の合計は、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面の面積の20分の3以下とすること。</p> <p>(9) B地区においては、建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。以下この号において同じ。)であって、同一壁面の全ての壁面看板及び広告幕の表示面積(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。)の合計は、次によるものとする。</p> <p>ア 地上から10メートルを超え45メートル以下の部分を利用するものは、当該部分の面積の20分の1以下とすること。</p> <p>イ 地上10メートル以下の部分を利用するものは、当該部分の面積の20分の3以下とすること。ただし、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。))を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。</p> <p>(10) 壁面看板は、縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とすること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。</p> <p>ア A地区において、地上階又はデッキ部分に接する階の出入口の上部の壁面を利用するもので、縦の長さ1メートル以下で表示するもの</p>



改正後	改正前
<p>以下のもの又は縦の長さ3メートル以下の切り文字で表示するもの</p> <p><u>イ B地区において、建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分において、縦の長さ5メートル以下の切り文字で表示するもの</u></p> <p>(11) ~ (19) (略)</p> <p><u>(20) 電柱等利用広告物は、設置しないこと。</u></p> <p><u>(21) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合又は鹿島田駅西部周辺景観計画特定地区外の建築物等に広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する場合については、前各号の規定は、適用しない。</u></p> <p>ア 道標若しくは案内図板の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>イ 容易に取り外すことができる状態で設置する場合であって、表示面積が1平方メートル以内のとき。</p> <p>ウ 道路から展望できない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>エ その他市長が認める場合</p> <p>6 新川崎地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板 <u>(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。)</u>、広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。)、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、立看板等、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板の表示内容は、自家広告物であること。</p>	<p><u>イ B地区において、縦の長さ3メートル以下の切り文字で表示するもの</u></p> <p><u>ウ B地区において、建築物の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。)の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分において、縦の長さ5メートル以下の切り文字で表示するもの</u></p> <p>(11) ~ (19) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(20) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合又は鹿島田駅西部周辺景観計画特定地区外の建築物等に広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する場合については、前各号の規定は、適用しない。</u></p> <p>ア 道標若しくは案内図板の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</p> <p>イ 容易に取り外すことができる状態で設置する場合であって、表示面積が1平方メートル以内のとき。</p> <p>ウ 道路から展望できない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>エ その他市長が認める場合</p> <p>6 新川崎地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板、広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。)、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、立看板等、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板の表示内容は、自家広告物であること。</p>

改正後	改正前
<p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) A、C、D及びEの区分に係る区域の壁面看板の表示面積の合計は、1壁面<u>(建築物にあっては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号について同じ。)</u>当たり5平方メートル以内及び1の建築物当たり15平方メートル以内とすること。ただし、事務所又は研究所の用途に供する施設で、自己の氏名等を掲出する壁面看板又は地上階若しくはデッキ部分に接する階の壁面を利用して表示し、若しくは設置する壁面看板の面積については、当該壁面看板の表示面積に参入しない。</p> <p>(9) Bの区分に係る区域において、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面<u>(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号について同じ。)</u>を利用する場合の1壁面における壁面看板であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板の表示面積の合計は、当該部分の面積の20分の1以下とすること。</p> <p>(10)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>電柱等利用広告物は、設置しないこと。</u></p> <p>(20) (略)</p> <p>別表第4(第12条関係) (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式～第28号様式 (略)</p>	<p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) A、C、D及びEの区分に係る区域の壁面看板の表示面積の合計は、1壁面当たり5平方メートル以内及び1の建築物当たり15平方メートル以内とすること。ただし、事務所又は研究所の用途に供する施設で、自己の氏名等を掲出する壁面看板又は地上階若しくはデッキ部分に接する階の壁面を利用して表示し、若しくは設置する壁面看板の面積については、当該壁面看板の表示面積に参入しない。</p> <p>(9) Bの区分に係る区域において、地上階又はデッキ部分に接する階を超える部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板の表示面積の合計は、当該部分の面積の20分の1以下とすること。</p> <p>(10)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>電柱その他の柱類を利用する広告物又は掲出物件は、設置しないこと。ただし、電柱その他の柱類の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(20) (略)</p> <p>別表第4(第12条関係) (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式～第28号様式</p>